

【返戻金制度に関する事項】

当法人の紹介により就職した者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人企業に返金します。

＜返金規定＞

- ・入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：紹介料の80%を返金
- ・入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：紹介料の50%を返金

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。